



ひらつか

概要版

N e X T

ネクスト

平成 28～35 年度

平塚市総合計画



平塚市

総合計画の策定趣旨

総合計画とは、将来どのようなまちにしていけるのか、またそのためにどのように取り組んでいくのかについて、総合的・体系的に取りまとめたものであり、市政運営の基本となる方向性を示した本市の最上位の計画です。

近年、本市では、少子高齢化の進展や産業構造の変化に加え、人口の減少が始まるなど、時代の大きな転換期を迎えています。また、大規模災害を教訓に、より一層の安心・安全なまちづくりも求められるようになりました。

一方、道路インフラ状況では、本市と北関東方面などを結ぶ広域的な幹線道路の整備が進み、以前にも増して、人の流れを呼び込むとともに産業の活性化にも繋がる好環境が生まれました。

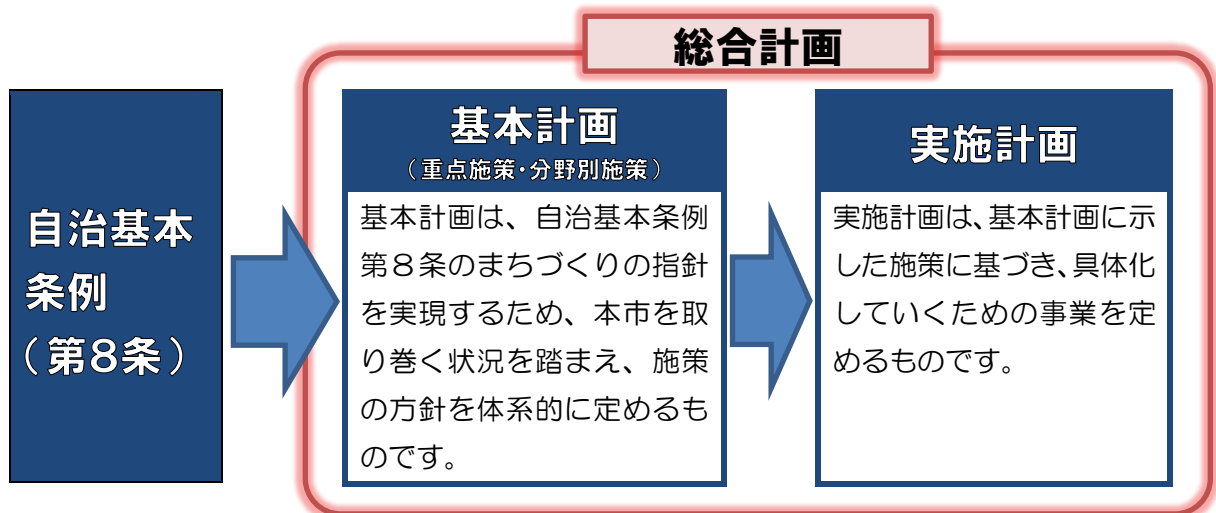
そこで、厳しい財政状況が想定される中においても、これからの時代により的確に対応し、市民が幸せに暮らし、さらには、本市が人や企業に選ばれ、次の世代へたしかな平塚をつないでいくため、平成28年度を始期とする新たな総合計画を策定するものです。

なお、基本計画に位置付けている重点施策については、国が「まち・ひと・しごと創生法」に基づき地方自治体へ策定を求めた地方版総合戦略に相当するものとなっています。

総合計画の構成と計画期間

市民の参加と協働、そして、その前提となる情報共有を自治の基本原則とした平塚市自治基本条例では第8条にまちづくりの指針を示しています。総合計画はまちづくりの指針の実現に向けて、『基本計画』－『実施計画』の2層で構成するものとし、計画期間はこれまで以上に実効性のある計画が求められることから、平成28～35年度の8年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や事業の取組状況を踏まえ、策定後4年で見直すものとします。



本市を取り巻く状況

●人口減少社会の到来、出生率の低迷

本市の総人口は、平成22年11月の26万863人をピークに減少が始まるとともに、5年平均の出生数は減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後は自然減*が大きくなることから、加速度的に人口減少が進み、平成52年には約22万6千人にまで減少するとされています。

●高齢化の進展

本市の年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）は、減少して推移しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加が続いています。総人口に占める老年人口（高齢化率）は、平成52年には36%に達し、その後も上昇すると推計されます。

●地域経済の変化

本市では、「製造業」と「卸売業・小売業」が市内の経済や雇用を支えています。近年の経済活動のグローバル化*や情報通信ネットワークの拡大などを背景に、第1次産業や第2次産業の就業者数が減少する一方、第3次産業の就業者数が増加しており、産業構造が変化しています。

●安心・安全の確保

大規模地震の発生確率が高まっていることや、全国各地で相次ぐ自然災害などを背景とし、地域防災力の強化が求められています。また、日常生活の面では、まちの治安に不安を抱く市民も多く、暮らしの安心感を高めていくことが課題となっています。

●魅力の創出

本市は、平塚海岸や湘南平、西部丘陵地域のまとまったみどり、また県下有数の生産高を誇る田園など、豊かな自然を有するとともに、JR東海道線平塚駅を中心に商業・業務機能が集積しており、にぎわいある空間が創出されています。

●持続可能な地域経営

今後も人口が減少するとともに、高齢化の進展が予測されることから、社会保障関連経費の増加が見込まれています。さらには高度経済成長期に整備した公共施設の更新時期が集中することから、改修や更新のための経費も必要となり、厳しい財政状況が続くことが想定されます。そのため、行政サービスの効率化を図るとともに、行政サービスの見直しを進め、持続可能な行財政運営に向けた対応が求められます。

*自然減…死亡数が出生数を上回ること。

*グローバル化…様々な活動が、国内だけにとどまらずに地球的規模に行われること。

「選ばれるまち・住み続けるまち」へ向けた重点課題

人口減少や少子化、高齢化が急速に進む社会情勢においても、地域経済の活性化、子育て支援や超高齢社会への対応などの日常生活の安心確保に加え、自然災害などへの対応力強化へ取り組むことにより、地域の豊かさの維持、向上が可能となり、本市が、市民が幸せに暮らし、さらには、人や企業に選ばれるまちとなることへつながります。本市を取り巻く状況を踏まえ、次の4点を本市が抱える重点課題として導くとともに、その課題に対応する施策として重点施策を基本計画の中に位置付けます。

重点課題1 「地域経済の活性化」

都市としての活力を維持するため、地域内の経済循環を促進するとともに、地域外から利益を得ることによる地域経済の活性化を図ることが重要です。

重点課題2 「子育て支援」

子どもを持ちたいという希望が叶えられる社会の構築に向けて、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援や、安心して子どもを育てられる環境づくりが重要です。

重点課題3 「超高齢社会への対応」

高齢者がいきいきと暮らせる社会の構築に向けて、高齢者がいつまでも健康で活躍でき、住みなれた地域で安心して暮らせる環境づくりが重要です。

重点課題4 「安心・安全なまちづくり」

自然災害から市民の生命や財産を守るため、災害対応力をさらに強化するとともに、まちぐるみで防犯や交通安全に対する意識や活動を高めていくことが重要です。

将来展望

1 人口の展望

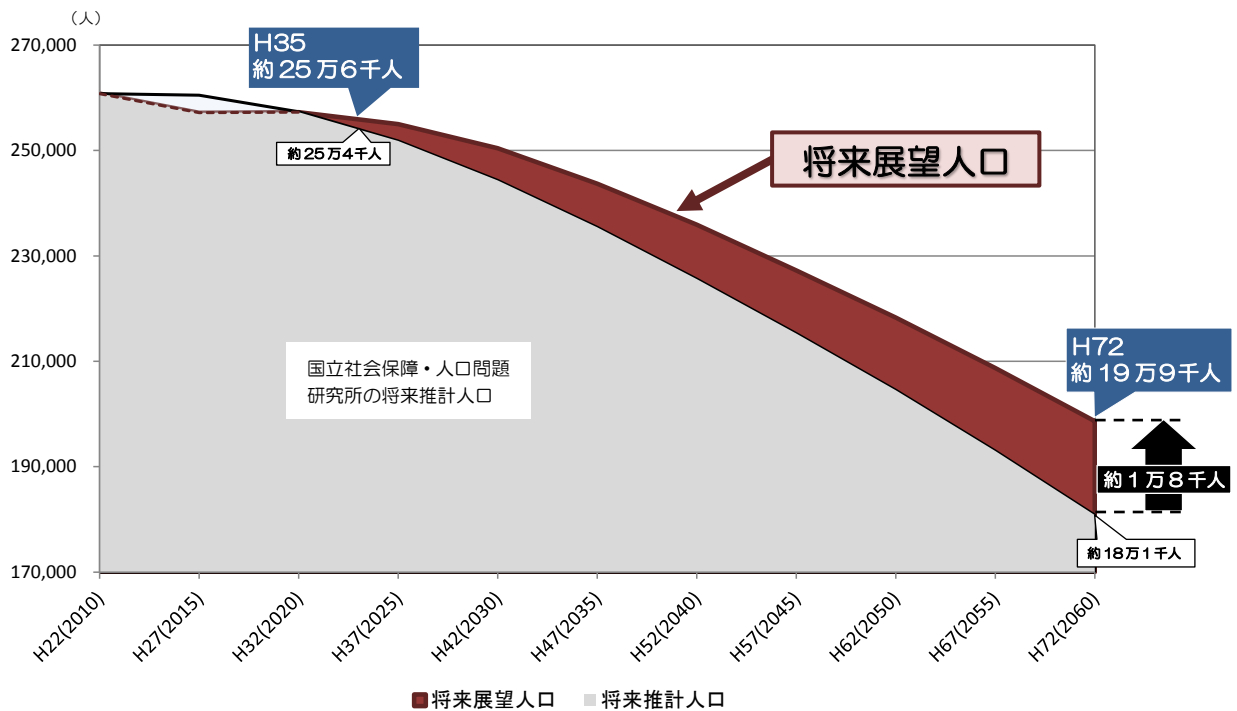
これまで、本市の総人口は、製造業を中心とした産業の集積や大学の立地、土地の有効活用などにより増加を続けてきましたが、平成22年をピークに減少が始まり、平成27年1月1日現在では、25万6,970人となっており、今後も加速度的に進むとみられます。

人口減少は、地域経済の低迷による生活の利便性、地域の魅力の低下や雇用への影響を通じて、さらなる人口減少を招くという悪循環に陥ることが考えられます。

本市の地域経済をけん引する産業や雇用を生み出す産業の発展を支援するとともに、少

子化対策などのまちづくりを進め、さらには、まちの魅力を磨き、高めることにより本市への愛着や誇りの醸成を図ることで、出生や人の流れの状況に変化が生じると考えられます。

本市の将来人口は、合計特殊出生率[※]や社会移動の状況が改善すると、平成72年に約19万9千人になると推計され、何も対策を講じない場合の将来人口推計と比較すると、約1万8千人程度多くなり、人口減少が緩和すると予測されます。



【備考1】 将来展望人口は、合計特殊出生率の向上と、転入出の均衡により、達すると考えられる人口

【備考2】 将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に、本市において平成52(2040)年時点の出生・死亡・移動などの仮定を平成72(2060)年まで延長して推計したもの

2 土地利用の考え方

本市は平塚駅を中心に都市基盤の整備を進め、商・工・農業の均衡のある産業基盤を築いてきましたが、近年、中心商業地の活性化や工場の移転及び進出への対応などに加え、人口減少・少子高齢化といった人口構成の変化や大規模災害への対応などが求められています。

既存の都市構造を活かしつつ、持続可能なまちづくりの骨格を形成するため、平塚駅周辺の中心市街地（南の核）とツインシティ大神地区（北の核）の整備、そして2つの核を結ぶ南北都市軸の整備、さらに平塚駅から海岸へのシンボル軸の整備を進め、都市の活力向上に努めます。

市街地では安全・快適な居住と生活利便性の向上を図るため、防災対策を進めるとともに、日常必要な諸機能を多極的に集約、ネットワーク化させた地域生活圏の形成に努めます。

西部地域などのみどりや田園、相模川や金目川水系などの豊かな自然資源は、その自然の恵みを楽しみ、次の世代へ引き継ぐため、適正な保全を図るとともに、学術機関などと連携し、交流やレクリエーションの場づくりなど、自然環境や街並み景観の保全、向上に努めます。

※合計特殊出生率…15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産むと考えられる子どもの数のこと。

総合計画の実現に向けて

厳しい社会状況の中でも、自然・歴史・文化・産業・都市基盤などの本市のすぐれた特性を活かしつつ、将来にわたり市民が幸せに暮らすことができるまちづくりを進めていくために、次に掲げる視点を基本姿勢としてまちづくりを展開していきます。

なお、基本計画に掲げる施策や、実施計画に掲げる事業を着実に実行し、次の世代へたしかな平塚をつなぐために、PDCAサイクルの手法を取り入れた進行管理を行い、成果を定期的に測定し、事業の改善・効率化を図ります。

1 誇りと愛着を持てるまちづくり

「新たな魅力の創出」や「弱みの改善」に取り組むとともに、本市の魅力を積極的に発信するなどシティプロモーション^{*}を推進し、まちへの誇りと愛着を醸成し、人が住みやすく、企業が活動しやすい魅力あるまちを目指します。

2 市民や企業等との協働によるまちづくり

市は市政情報の積極的な発信や、市民、企業、大学などとの情報共有等の取組を進めるとともに、多様な方法による市民参加や、知識、経験、技術等を活かす協働の機会を提供し、市民と市がそれぞれの役割及び責任のもと自主性を尊重し、対等な立場で連携・協力し合えるまちづくりを進めます。

3 行政間の連携によるまちづくり

国や県、他の市区町村との政策上の連携が、本市の施策推進において、より成果の発揮が期待できる場合には、関係する行政間で連携を進め、複雑化、高度化する課題への確に取り組みます。

4 効率的・効果的な行政運営によるまちづくり

中長期的な展望と成果を重視した行財政運営を行うとともに、「全体最適^{*}」の考え方のもと、「選択と集中」の理念に基づき、健全な財政運営と市民サービスの向上を図り、持続可能なまちづくりを進めます。

^{*}シティプロモーション…住民の地域への愛着の醸成や自治体の知名度の向上などを図るための取組のこと。

^{*}全体最適…経営資源を有効に活用し、効率的・効果的にまちづくりを進めるため、各部署の仕事が市全体の中でどのような意義があるかを考え、本市全体の立場から物事を進める考え方のこと。

基本計画

基本計画の概要

基本計画は、自治基本条例で定めた5つの「まちづくりの指針」を実現し、「子や孫へたしかな平塚をつなぐ」ために取り組むべき施策を体系的に示したものであり、分野別施策と重点施策で構成します。

まちづくりの指針（自治基本条例 第8条）

- 指針1 世界の人々と相互理解を深め、多様な文化が共生し、人々が平和に共存するまち
- 指針2 豊かな人間性と文化をはぐくみ、基本的人権を尊重するまち
- 指針3 互いに支え合い、誰もが安心して、安全に暮らすまち
- 指針4 自然環境と都市基盤が調和し、自然と人が共生するまち
- 指針5 産業を培い、活力とにぎわいのあるまち

「子や孫へたしかな平塚をつなぐ」

基本計画

分野別施策

- 1. 豊かな心と文化をはぐくむまちづくり
- 2. 安心して暮らせる支え合いのまちづくり
- 3. 自然と人が共生するまちづくり
- 4. 活力とにぎわいのあるまちづくり

重点的に取り組む施策を抽出

重点施策

- I. 強みを活かしたしごとづくり
- II. 子どもを産み育てやすい環境づくり
- III. 高齢者がいきいきと暮らすまちづくり
- IV. 安心・安全に暮らせるまちづくり

「選ばれるまち・住み続けるまち」へ

重点課題

地域経済の活性化

子育て支援

超高齢社会への対応

安心・安全なまちづくり

重点施策とは、分野別施策の中から本市が抱える4つの重点課題を踏まえ、重点的に取り組むべき施策を抽出し、新たに位置付けたものであり、4つの柱を掲げ、12の個別施策で構成します。そのため、重点施策は分野別施策を横断的に構成するものとなります。

なお、この重点施策は、地方版総合戦略に相当するものとなっています。

重点施策	
柱(4)	個別施策(12)
I. 強みを活かしたしごとづくり	I- (1) 基幹産業の競争力を強化する
	I- (2) 多様な担い手が活躍する機会をつくる
	I- (3) 地域資源を活用した新たな事業を創出する
II. 子どもを産み育てやすい環境づくり	II- (1) 若い世代の結婚・出産を支援する
	II- (2) 安心して子育てができる環境をつくる
	II- (3) 子どもの健やかな成長を支援する
III. 高齢者がいきいきと暮らすまちづくり	III- (1) 高齢者が活躍する機会をつくる
	III- (2) 高齢者の健康づくりを支援する
	III- (3) 地域が高齢者を支える環境をつくる
IV. 安心・安全に暮らせるまちづくり	IV- (1) 災害に強い地域づくりを推進する
	IV- (2) 犯罪や消費者被害を防止する
	IV- (3) 交通安全対策を推進する

重点施策Ⅰ 強みを活かしたしごとづくり

【関係部】産業振興部、都市整備部

基本的な方向性

人口減少がもたらす地域経済の縮小化を克服するため、域外から資金を取り込む「域外市場産業」と域内の資金の循環によって成り立つ「域内市場産業」のそれぞれをけん引していく企業、事業者を中心に支援し、地域経済の基盤となる産業を振興します。また、商業、工業、農業、漁業、観光の各産業がバランス良く発展している本市の強みを活かし、起業の促進や成長のための支援を行うとともに、産業間の連携を促進することで新たな事業の創出を目指します。

数値目標

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H31)	目標値 (H35)
創業者数【年間】	9人	20人	22人
工場の新設や増築を行った企業数*1【累計】	5件	20件	35件
農地利用集積面積【累計】	105ha	120ha	132ha
入込観光客数【年間】	707万人	736万人	740万人

*1：平塚市企業立地促進補助金交付要綱に基づく助成措置を承認した件数

個別施策

Ⅰ-(1) 基幹産業の競争力を強化する

- 企業の施設整備や新規雇用に対する支援
- 魅力的な個店や商店街づくりのための支援
- ツインシティ整備の推進

Ⅰ-(2) 多様な担い手が活躍する機会をつくる

- 企業家や担い手（農業者・商業者）の育成支援
- 中小企業者に対する販路開拓の支援や融資・経営改善の相談

Ⅰ-(3) 地域資源を活用した新たな事業を創出する

- 産業間の連携の場の創出
- 新事業の創出や商品開発と販路拡大の支援

重点施策Ⅱ 子どもを産み育てやすい環境づくり

【関係部】産業振興部、市民部、健康・こども部、学校教育部、市民病院

基本的な方向性

周産期医療^{*}や小児救急医療の充実を図るとともに、分娩取扱医療施設を整備することで、安心して出産・子育てができる環境づくりを目指します。また、結婚や出産後も継続した就労ができるように仕事と生活の調和を促進し、子育てにかかる負担を軽減するとともに、地域や学校での子どもの成長の支援や見守りを通じて、子どもが安心して暮らせる環境づくりを目指します。

数値目標

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H31)	目標値 (H35)
合計特殊出生率	1.32	1.42	1.51

出典：人口動態保健所・市区町村別統計（厚生労働省）

個別施策

Ⅱ-(1) 若い世代の結婚・出産を支援する

- 妊婦・乳幼児の健診や相談事業などの実施
- 就職に向けた活動の支援やワーク・ライフ・バランスに取り組む企業への支援
- 周産期医療の充実と分娩取扱医療施設の整備

Ⅱ-(2) 安心して子育てができる環境をつくる

- ファミリーサポートセンター^{*}の運営
- 保育所等の運営・施設整備への助成
- 幼児教育・保育の一体的な提供
- 子どもの通院・入院時の医療費の助成

Ⅱ-(3) 子どもの健やかな成長を支援する

- 地域子育て支援拠点事業の推進
- 子どもの相談・生活助言・学習支援や適切な支援へのつなぎ
- 学校施設の改修による学習環境の改善

^{*}周産期医療…周産期とその前後の期間の母子に生じがちな突発的な事態に対応するため、産科、小児科とその他医療スタッフが連携して行う医療のこと。

^{*}ファミリーサポートセンター…地域において、育児の援助を受けたい方と援助を行いたい方が会員となり、育児について助け合う会員組織のこと。

重点施策Ⅲ

高齢者がいきいきと暮らすまちづくり

【関係部】福祉部、健康・こども部、社会教育部

基本的な方向性

いつまでも生きがいを持ち、健康な状態を維持した高齢者を増やす取組を推進するとともに、認知症や独居の状態になっても地域で支え合い、安心した生活を営めるような環境づくりを目指します。

数値目標

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H31)	目標値 (H35)
要介護認定を受けていない市民の割合 (75歳～79歳)	90.3%	90.8%	91.0%
高齢者サロンの参加者数【年間】	43,507人	61,000人	75,000人

個別施策

Ⅲ-(1) 高齢者が活躍する機会をつくる

- 高齢者の奉仕活動や地域貢献活動の支援
- 住民相互の支え合いや交流活動の活性化の支援
- 地域の人材発掘やボランティアの育成・活用

Ⅲ-(2) 高齢者の健康づくりを支援する

- 健康長寿に向けた取組の支援
- 早期の健康意識の啓発

Ⅲ-(3) 地域が高齢者を支える環境をつくる

- 地域包括ケアシステム[※]の構築
- 認知症高齢者等に対する支援策の充実
- 成年後見制度[※]の利用支援や普及・啓発の推進

※地域包括ケアシステム…高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者それぞれに応じた、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」サービスを切れ目なく提供する仕組みのこと。

※成年後見制度…認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人について、家庭裁判所に選ばれた成年後見人等が本人の意思決定を助け、生活や財産などの権利を守る制度のこと。

重点施策Ⅳ

安心・安全に暮らせるまちづくり

【関係部】防災危機管理部、市民部、まちづくり政策部、土木部、消防本部

基本的な方向性

地域の防災・防犯・交通安全活動を支援します。また、災害の被害を最小限に抑えるために、建築物の耐震化や浸水対策等の減災※・防災対策に取り組むとともに、犯罪や消費者被害の防止及び交通安全対策を推進することで、安心・安全なまちづくりを目指します。

数値目標

指標名	現状値（H26）	目標値（H31）	目標値（H35）
地域団体等が実施する防災訓練数【年間】	302回	332回	356回
床上浸水が発生している重点対策地区数【年間】	7地区	0地区	0地区
窃盗犯の発生件数*1【年間】	981件	880件	780件
交通事故の発生件数【年間】	1,265件	970件	790件

個別施策

Ⅳ-(1) 災害に強い地域づくりを推進する

- 自助・共助・公助の連携などによる地域の減災対策の推進
- 総合的な浸水対策の推進
- 橋りょうなどのインフラ※施設の耐震化の推進
- 建物の耐震化の促進

Ⅳ-(2) 犯罪や消費者被害を防止する

- 地域防犯活動や防犯設備の充実
- 安全な消費生活の普及啓発や消費生活相談の推進

Ⅳ-(3) 交通安全対策を推進する

- 交通安全対策の推進
- 自転車を利用しやすい環境づくり

※減災…事前の予防策を講ずることで、災害発生時の被害を最小限に食い止めること。

※インフラ…下水道や道路など産業や生活の基盤として整備される施設のこと。

分野別施策

分野別施策1 豊かな心と文化をはぐくむまちづくり

【関係部】企画政策部、総務部、市民部、健康・こども部、都市整備部、学校教育部、社会教育部

基本的な方向性

お互いを理解し、尊重し合える心のやさしさと、学びの意欲や豊かな感性をもった人が育ち、人々の活発な交流をとおして人の輪をつなげ広げていく、よろこびと活力にあふれたまちを目指します。

基本施策

基本施策	主な事業
1-① 子どもの学びを充実する	●確かな学力向上の推進、生きる力*を育む学校づくりの推進 ●情報教育・外国語教育の推進
1-② 教育環境を充実する	●子どもの安心・安全対策事業、教育相談体制の充実事業 ●小・中学校施設・設備の整備
1-③ 生涯学習や芸術・文化活動の環境を充実する	●市民の生涯学習活動の推進 ●地域の特色ある文化資源の活用
1-④ 誰もが気軽にスポーツを楽しむ環境を充実する	●市民のスポーツ活動の推進 ●トップスポーツとの交流事業の開催
1-⑤ 青少年の健全育成を推進する	●次世代を担う青少年の健全育成活動の推進 ●相談活動による青少年の悩みの早期解消
1-⑥ 活発な市民の交流を促進する	●友好都市との交流の推進 ●市民・大学交流の推進
1-⑦ 平和意識の普及・啓発を推進する	●平和意識の普及・啓発
1-⑧ 人権尊重・男女共同参画を推進する	●人権意識の普及・啓発 ●男女共同参画の推進

※生きる力…変化の激しい社会を生き抜くために必要な、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力といった知・徳・体のバランスのとれた力のこと。

分野別施策2

安心して暮らせる支え合いのまちづくり

【関係部】防災危機管理部、総務部、市民部、福祉部、健康・こども部、まちづくり政策部、土木部、

学校教育部、社会教育部、消防本部、市民病院

基本的な方向性

子育て支援や福祉の充実、防犯や防災の取組など、地域の人と人、そして行政が一体となって互いに支え合うことで、市民の誰もが生きがいをもって幸せに暮らせ、安全に安心して住み続けることのできるまちを目指します。

基本施策

基本施策	主な事業
2-① 子育て支援を充実する	●子育て支援サービスの充実 ●子育て世帯への経済的支援
2-② 健康づくりを推進する	●生活習慣病の早期発見、早期治療に向けた各種健診の実施 ●地域医療体制の充実
2-③ 地域福祉を充実する	●町内福祉村※事業の推進 ●生活保護世帯・生活困窮世帯に対する支援
2-④ 高齢者福祉を推進する	●地域包括ケアシステムの構築 ●高齢者の生きがいの創出と健康長寿へのチャレンジ
2-⑤ 障がい者福祉を推進する	●障がい者の地域生活支援の充実 ●障がい者の就労支援の促進
2-⑥ コミュニティ活動を促進する	●地域自治の推進 ●市民活動の推進
2-⑦ 防災対策を強化する	●地域の減災対策の推進 ●地震・津波・風水害対策の推進
2-⑧ 災害に強いまちづくりを推進する	●橋りょうの耐震化の推進 ●総合的な浸水対策の推進
2-⑨ 日常生活の安心・安全を高める	●地域防犯活動や防犯設備の充実 ●交通安全対策の推進
2-⑩ 消防・救急体制を強化する	●消防庁舎・消防車両等の整備 ●災害対応知識の普及・啓発

※町内福祉村…誰もが住み慣れた地域で、その人らしい安心のある自立した生活がおくれるようにするため、市や各種団体などの連携のもと、地域住民の自主的、主体的な参加を基本とした住民相互の支え合い活動やふれあい交流活動などを行うボランティアを中心とした地域組織のこと。

分野別施策3

自然と人が共生するまちづくり

【関係部】環境部、まちづくり政策部、都市整備部、土木部

基本的な方向性

自然環境の保全や循環型社会*の構築を進めるとともに、環境に配慮した快適な都市空間の整備を進めることにより、自然と人が共生した、持続可能な社会として発展するまちづくりを目指します。

基本施策

基本施策	主な事業
3-① 環境にやさしいまちづくりを推進する	●地球温暖化対策の推進 ●公害防止対策の推進
3-② 自然環境の保全を推進する	●環境啓発活動の推進 ●里山保全活動の推進
3-③ 循環型社会の形成を推進する	●ごみの排出抑制、減量化及び資源化の推進 ●余熱利用施設の整備
3-④ 快適な生活環境の形成を推進する	●橋りょうの機能維持 ●公共下水道の機能維持 ●自転車を利用しやすい環境づくり
3-⑤ 花とみどりにあふれるまちづくりを推進する	●市民団体と協働による公園管理の推進 ●バリアフリー化に向けた公園の再整備 ●花の名所づくりの推進
3-⑥ 交通の利便性を高める	●路線バスを利用しやすい環境づくり ●幹線道路の整備推進

*循環型社会…天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

分野別施策4

活力とにぎわいのあるまちづくり

【関係部】産業振興部、都市整備部、土木部、農業委員会事務局

基本的な方向性

本市の特性を活かしながら、各産業のバランスのとれた振興を図るとともに、新しい産業の創出、多様な担い手の確保を目指すことにより、安定した魅力ある産業を培います。

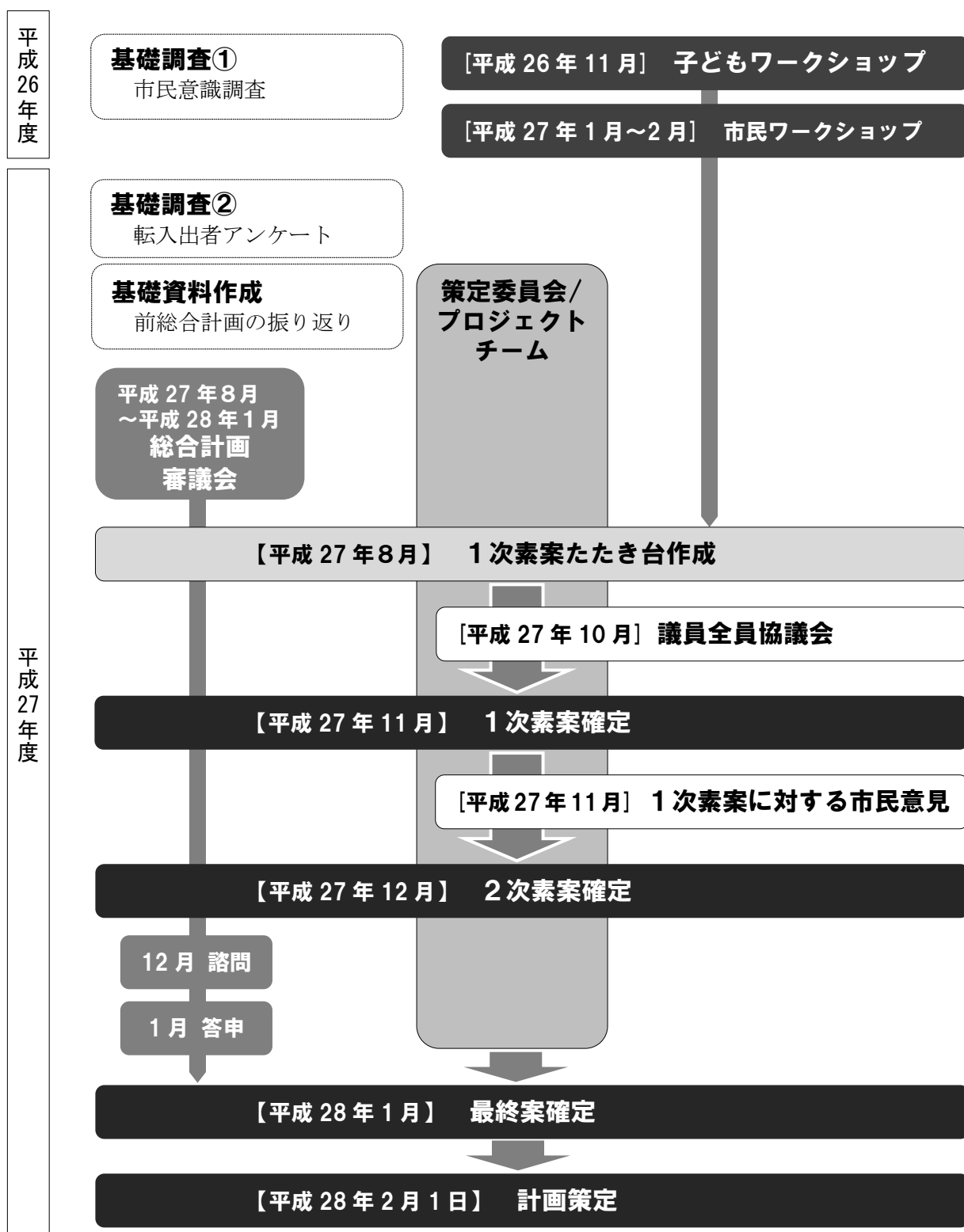
また、多彩な観光資源の魅力を高めるとともに、積極的な情報発信を行い、人が集まり活気があふれるまちを目指します。

基本施策

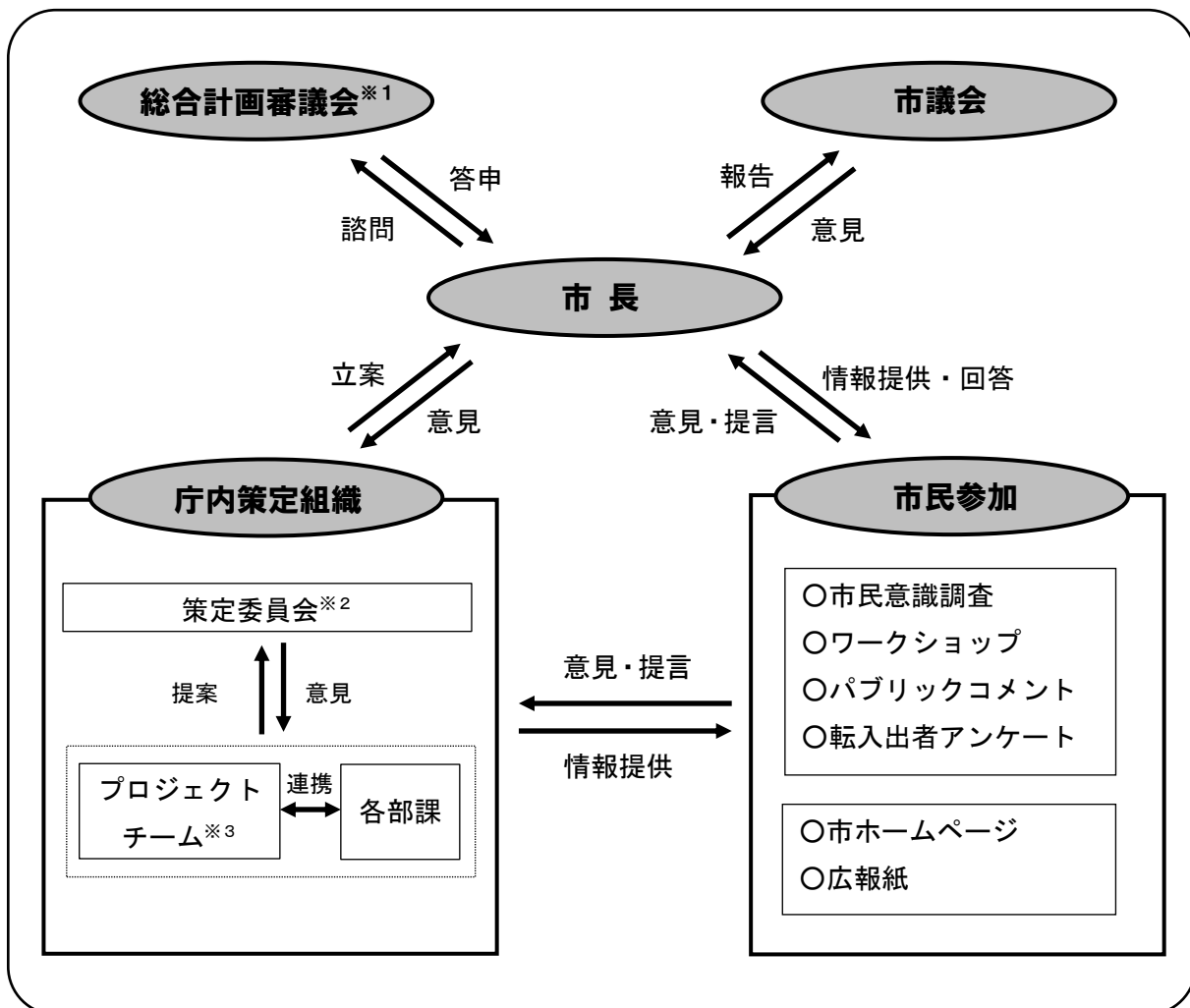
基本施策	主な事業
4-① 産業の活性化を促進する	●産業間連携の促進 ●創業者の支援 ●地場産品の普及促進
4-② 商業の活性化と中心市街地のにぎわいづくりを推進する	●商品や店舗の魅力化、個性化の取組の支援 ●商店街団体が行うにぎわいづくりの支援
4-③ 工業を振興する	●企業の事業拡大や設備投資の支援 ●企業間及び大学等との技術や情報の交流や、販路拡大を促す支援
4-④ 農業・漁業を振興する	●農業・漁業の経営安定に向けた支援 ●農業・漁業の生産基盤整備の推進
4-⑤ 観光を振興する	●観光資源の魅力アップ ●観光資源の積極的な情報発信
4-⑥ 雇用の確保と働きやすい環境づくりを促進する	●就職に向けた活動への支援 ●勤労者の生活の安定と向上の支援
4-⑦ 新たな産業拠点の形成を推進する	●ツインシティ整備の推進

～資料編～

1. 平塚市総合計画策定の流れ



2. 平塚市総合計画策定体制



【主な役割】

- 総合計画審議会（※1）

役割：市長の諮問に応じ、総合計画に関する必要な事項について審議する。

構成：市長から委嘱された者（市議会議員、市教育委員会委員、市農業委員会委員、市の区域内の公共的団体の役員又は職員、公募に応じた市民、学識経験を有する者、関係行政機関の職員）

- 策定委員会（※2）

役割：市内の総合的調整を行い、最終案を策定する。

構成：各部長級職員

- プロジェクトチーム（※3）

役割：主要な施策の基本的方向や具体策について検討し、策定委員会へ提案する。

構成：関係課職員



平塚市総合計画
～ひらつかNeNEXT～
概要版

平成28年2月

編集・発行 平塚市企画政策部企画政策課

〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号

電話 0463-23-1111 (代表)

0463-21-8760 (ダイヤルイン)

FAX 0463-23-9467

e-mail kikaku@city.hiratsuka.kanagawa.jp